

保険法改正への対応について

平成19年9月18日
金融庁

目次

- ・ 保険に関する主な法制度と保険法改正の影響
- ・ 保険制度の変遷
- ・ 保険業法の構成
- ・ 諸外国における保険制度の状況
- ・ 主な論点（案）

保険に関する主な法制度と保険法改正の影響

- 商法第二編第十章：保険（海上保険契約を除く）に関する私法上の権利義務関係等を規定
- 保険業法：保険を業として営む保険会社に対する規制・監督の在り方を規定
- 各協同組合法等：共済事業を営む協同組合に対する規制・監督の在り方を規定



今回、保険法が改正されるにあたり、保険業法等に基づく保険会社に対する規制・監督の在り方にどのような影響がありうるか。また、保険会社に対する規制・監督という観点からみて、今回の保険法改正に関する中間試案において示された様々な論点や選択肢についてどう評価するか。

保険制度の変遷

明治 32 年

商法の制定

明治 33 年

保険業法の制定

昭和 14 年

保険業法の全面改正

昭和 23 年

保険募集の取締に関する法律の制定

昭和 24 年

外国保険事業に関する法律の制定



平成 7 年

保険業法の全面改正

- ・ 保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業に関する法律の統合
- ・ 標準責任準備金制度の導入
- ・ ソルベンシー・マージン基準の導入
- ・ 保険契約者保護基金の創設
- ・ 子会社方式による生損保の相互参入等

最近の改正

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 平成 9 年 | 保険持株会社制度の導入等 |
| 平成 10 年 | いわゆる金融システム改革法に伴う改正 |
| 平成 12 年 | 保険会社の破たん処理制度の整備等（セーフティーネット） |
| 平成 13 年 | 保険主要株主に関する規制の導入等 |
| 平成 15 年 5 月 | 相互会社の組織に関する整備、付随業務の見直し等 |
| 平成 15 年 7 月 | 予定利率引下げ等の契約条件の変更手続の整備等 |
| 平成 17 年 5 月 | 少額短期保険業者に関する規制等（無認可共済に対する規制） |
| 平成 17 年 7 月 | 会社法制定に伴う相互会社に関する規定の整備 |

保険業法の構成

第1編	総則	
第2編	保険会社等	第1章 通則
		第2章 保険業を営む株式会社及び相互会社
		第3章 業務
		第4章 子会社等
		第5章 経理
		第6章 監督
		第7章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託
		第8章 解散、合併、会社分割及び清算
		第9章 外国保険業者
		第10章 保険契約者等の保護のための特別の措置等
		第11章 株主
		第12章 少額短期保険業者の特例
		第13章 雑則
第3編	保険募集	第1章 通則
		第2章 保険募集人及び所属保険会社等
		第3章 保険仲立人
		第4章 業務
		第5章 監督
第4編	雑則	
第5編	罰則	

諸外国における保険法・保険業法の状況

○ 米国

- ・ マッカラン・ファーガソン法により、各州がそれぞれの保険法に基づき、包括的に保険業を監督している。

(注) 全米保険監督協会が、各州保険法の統一を目的として数多くのモデル法・規則を制定しているが、統一は達成されていない。

- ・ 保険契約上の法律関係は基本的には各州の判例法によるが、保険監督法である各州の保険法により、使用すべき保険約款を直接規定し、あるいは各種保険契約に関する標準条項を定めこれよりも保険契約者に不利益な約款条項を認可しない等により、実質的に保険契約の内容を規律している。

○ 英国

- ・ 全ての金融サービスを一元的に監督する金融サービス市場法により、保険業を監督している。
- ・ 特定事項に関わる制定法(生命保険法、賭博法及び第三者法等)を除くと保険契約に関する一般的な制定法は存在せず、判例法によっている。

○ フランス

保険契約については保険法典第1編に、保険企業の監督・相互会社の規定については第3編に、保険契約者補償基金については第4編に、保険募集については第5編に規定されている。

○ ドイツ

- ・ わが国の業法に相当するものとして、保険監督法が定められている。
- ・ 保険契約については、保険契約法が定められている。

(出典) 生命保険事業における各国の監督規制 (社) 生命保険協会 調査部

主な論点（案）

1. 保険の意義
2. 保険募集
3. 保険金支払
4. 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付
5. 保険料積立金等の支払
6. 未成年者の死亡保険
7. 損害保険会社に対する先取特権
8. 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設
9. その他

1. 保険の意義

- 保険法において保険の定義を明確にすることは重要である。
- 保険法の適用範囲及び保険の定義を定めることは重要であるが、難しい問題。保険の意義において近代保険会社にとって重要な資本の概念が含まれることが必要。保険の意義における付加保険料の構成要素には保険管理コストのみならず、保険会社の資本調達コストも含めるべき。
- 仕組みようによって入院保険や一部の死亡保険でも保険から外すことが可能。保険の意義を厳密に定義すれば、保険と同じ性質の契約が保険法から外れて契約者保護の規律に服さなくなる。さらに、保険業法は保険法における保険の意義に引きずられ、非常に重要な保険の実質を備えたものが保険業法の網からこぼれかねない。
- 保険デリバティブ、保証業務、あるいは見舞金的なものとの境界の線引きは、現実的に難しく、慎重な検討が必要。
- 「多数の者が」という要件を入れると、保険会社が扱う保険の中で、人工衛星保険やモデルの脚の保険といったものが少なくとも保険法上の保険の定義から外れる。その他の第三者との関係に関する規定、利得禁止等の強行法的な保険法の規律を受けないことは問題。

【法制審議会保険法部会 第12回議事録による意見の概要】

2. 保険募集

- 一般の損害賠償の議論では、セールスで言われた内容を損害とすることは非常に難しい。しかし、それを補償させるという政策判断があるのであれば、特別な損害賠償の推定規定等を設けるべき。
- 損害論とは別に、金融商品販売法で置かれたような推定規定、因果関係、あるいは損害の推定、証明責任の転換の規定と同じようなものを保険法に置くことは可能。保険業法第283条とともに同法第309条を保険法に移すことを要望。
- 保険業法あるいは金融商品取引法等の規定がある中で、更に保険法で定める場合には慎重な議論が必要。
- 保険業法等の賠償の範囲等の規定と二重に規定されたり、非常に複雑な形にならないように検討すべき。
- 保険業法第283条は保険業法に便宜上あるが、一般私法上の規定なので、保険業法にあるべき規定か保険法に移すべきか議論する必要あり。
- 保険監督上、業務の運営が正しくない場合には是正を求める、罰則が付くとの保険業法に規定する効果もふまえて、保険募集の問題をどちらで抑制していくかという問題。

【法制審議会保険法部会 第8回議事録による意見の概要】

3. 保険金支払

- 保険契約者からは、請求後、いつ支払われるのかある程度目安が必要。現行の約款では、生保5日、損保30日の一つのメルクマールとして、そこから事実の確認で延長されるときに、その延長期間を本当に必要なものに限定させ、それが保険契約者の側から担保されることが必要。
- 損害確認のために通常必要な期間という規定を設ける場合には、より具体的な規定振りにする必要あり。
- 保険種類や事故形態等により支払までの期間が大きく異なるので、一律的に期間を設けることは難しい。
- 保険金請求妨害、保険金請求についての説明等の義務について規定を置く必要性は大きい。
- 不払問題に対して、何から何まで保険法で取り上げるという必要はなく、保険契約期間中の請求案内義務は現在のところ不要。
- 保険金請求妨害には、いろいろなパターンがあるので、それを条文にするのは難しい。保険金請求についての説明義務も、被保険者や保険金受取人といろいろなパターンがあり、また、プライバシー、個人情報との関係があるので、同様に難しい。

【法制審議会保険法部会 第9、11及び13回議事録による意見の概要】

4. 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付

- 現物給付は将来の商品設計であり得るところ、それを無名契約とするのか、典型契約として契約法で規律するのかという視点からすると、現物給付は認めるべき。
- 生存保険で老人ホーム入居権を給付目的にする場合、保険金支払と老人ホーム入居権を20年後に選択できるものであれば、ニーズも想定され、認めることは可能。しかし、保険金支払を含めずに老人ホーム入居権だけとすると、保険契約者の立場からは、20年後不確定な給付を約束され、そのために20年間保険料を支払ったにもかかわらず、20年後には老人ホーム入居権のコストがかなり低下する可能性があり、リスクが高い。
- 現物給付の問題は保険業法的にも非常に大きい問題を含んでおり、保険会社の業務範囲・健全な経営の観点からも十分検討する必要がある問題。保険法の生命保険契約の定義で所与のものとするとは保険業法にも問題がはね返ってくる。

【法制審議会保険法部会 第13回議事録による意見の概要】

5. 保険料積立金等の支払

- 規定に基づいて解約返戻金を請求した場合に契約者にとって主張・立証できる使える権利になるかという点が問題。本当に使える権利にするためには、保険業法と併せて機能できるような制度を考える必要あり。
- 保険法において解約返戻金について明確な規定を置く必要あり。さらに、約款において各年度の解約返戻金額を明確に開示すべき。
- 解約返戻金の規定は、公正な保険数理に従うと定めるにとどめることも可能。
- 今の書き振りで本当に現在の商品がカバーできているのか。将来の商品も含めてカバーでき、消費者にとっても合理的というような規定がもっとも望ましい。
- 現在の我が国の監督実務では家計保険について基本的に事前認可制をとっているから、保険法で解約返戻金の規定を置くことにより、これまで以上に厳正なチェックを期待できるのでは。その意味で保険法において強行法規として控除できる額を限定することは重要。

【法制審議会保険法部会 第12回議事録による意見の概要】

6. 未成年者の死亡保険

- 幼児の生命保険について、葬祭費用程度を超える生命保険を法律上禁止すべき。
- 未成年者の保険にはいろいろなニーズが現実にあると思われ、それにふたをしてしまって本当にいいのか。現実には親の子殺しはほとんど起きておらず、モラルリスクという意味で未成年者の保険についてふたをすることは問題。

【法制審議会保険法部会 第10回議事録による意見の概要】

7. 損害保険会社に対する先取特権

- 損保についての先取特権は認めないのはおかしい。
- 民事基本法の使命として、先取特権については保険法に規定を置くべき。
- 保険契約に先取特権を付与すると、損害保険会社の有する社債は債務超過の場合に回収可能性がほとんどない劣後債に近いものになる。保険契約上の債権を有する者に企業契約者が含まれる一方、社債権者に一般の個人投資家も含まれること及び既存のセーフティネットによるカバーを考えると、一般先取特権の付与については慎重に検討すべき。
- 債権者平等の大原則に対して保険契約者に例外として優先的地位を与えてよいかという問題。確かに規律すべき事項の性質からすると民事基本法で規定すべきとも考えられるが、他方で債権者平等の大原則に対する例外であることを考えると難しい。

【法制審議会保険法部会 第3回議事録による意見の概要】

8. 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設

- 傷害・疾病保険の保険契約の位置付けについて、実損てん補方式は損害保険契約であるとすると、傷害・疾病保険について二つに分けて、その一方を新たな傷害・疾病保険として取り上げるということが社会生活上の観念から分かりにくい。
- 実損てん補方式の傷害・疾病保険を損害保険契約と位置付けて、傷害・疾病保険の規定は適用しないとした場合の具体的問題は介入権ではないか。長期疾病保険契約には解約返戻金がある程度積み上がる契約というのにはあり得るので、それに対して債権者が解約してくる可能性はあるところ、損害保険契約だから仕方がないと割り切ってよいのか。
- 傷害・疾病保険について、第三分野として一定の世間で確立された考え方があり、実際は商品として密接不可分なものとして認識されているところ、定額給付や実損てん補が入り、さらに傷害による死亡が入っているので、混同されないようにすべき。仮に保険業法と違う定め方をするのであれば、今の第三分野と違うものと分かるような名称を付ける等の配慮が必要。

【法制審議会保険法部会 第12及び13回議事録による意見の概要】

9. その他

他に、保険会社に対する規制・監督の在り方（保険業法、監督指針など）にどのような影響がありうるか。また、保険業法という側からみて、今回の保険法改正に関する中間試案において示された様々な論点や選択肢についてどう評価するか。